

## 情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	公的個人認証サービスにおける外部結合の相手方等の変更等について
--------	---------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【報告】**

- ◇第17条第4項（法令の定めに基づき外部電子計算機との結合をしたとき）
- ◇第16条第2項本文（法令の定めに基づき電子計算機処理をしたとき）

（担当部課：地域振興部戸籍住民課）

## 事業の概要

事業名	公的個人認証サービスにおける外部結合の相手方等の変更等
担当課	戸籍住民課
目的	「電子署名等に係る <b>地方公共団体情報システム機構</b> の認証業務に関する法律」に基づき公的個人認証サービスを提供するため
対象者	新宿区長に対し電子証明書の発行等の申請手続きを行った者
事業内容	<p>1 概要  「電子署名等に係る<b>地方公共団体</b>の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）」により公的個人認証サービス（※ 1）が創設され、平成 16 年 1 月 29 日から、住民基本台帳に記録されている者を対象としてサービスを開始した。（平成 15 年第 5 回本審議会承認事項）（資料 44-1 参照）  平成 28 年 1 月から社会保障・税番号制度が開始されることに伴い、マイナンバーカード（個人番号カード）に電子証明書を記録できるようにするため、同法が「電子署名等に係る<b>地方公共団体情報システム機構</b>の認証業務に関する法律」に改正され、これまで各都道府県知事が行っていた認証業務を地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が行うこととなった。  また、認証業務に使用する電子計算機及び通信回線についても、併せて改正が行われた。</p> <p>2 変更内容（資料 44-2 参照）</p> <p>① 外部結合における結合先及び通信回線の変更  上記法律の改正により、認証業務を行う者が「東京都知事」から「機構」へ変更されたため、外部結合の相手方を変更した。  また、国が定める「認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準（平成 15 年総務省告示第 706 号）」（以下「技術的基準」という。）の改正により、マイナンバーカードの交付を同時に行うことができるようにするため、外部結合に使用する通信回線を、行政専用の「総合行政ネットワーク」（以下「LGWAN回線」という。）から、「住民基本台帳ネットワークシステム」（以下「住基ネット」という。）（※ 2）の専用回線に変更した。</p> <p>② 電子計算処理の変更  技術的基準の改正により、マイナンバーカードの交付を同時に行うことができるようにするため、電子証明書の発行等の際に使用する電子計算機を、LGWAN回線を経由して送受信する「受付窓口端末」から、住基ネットの専用回線を経由して送受信する「統合端末」に変更した。</p> <p>3 変更日 平成 28 年 1 月 4 日</p> <p>4 対象者  新宿区の住民基本台帳に記録されている住民  346, 162 人（平成 31 年 1 月 1 日現在）</p> <p>※ 1…公的個人認証サービスとは、インターネット等による電子申請手続き等において、なりすまし、改ざん等の危険性を防ぐための確かな本人確認手段といえる電子証明書を、住民基本台帳に記録されている者に対して提供するサービスである。</p> <p>※ 2…住民基本台帳ネットワークシステムとは、住民の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムとして構築したものである。</p>

## 件名 公的個人認証サービスにおける外部結合の相手方等の変更について

## ※太ゴシック(下線)は、平成15年度第5回本審議会承認事項からの変更内容

保有課(担当課)	戸籍住民課
登録業務の名称	公的個人認証サービス
結合される情報項目 (だれの、どのような項目か)	<p>1 対象 新宿区長に対し電子証明書の発行等の申請手続きを行った者</p> <p>2 情報項目 送信する項目：氏名、通称、住所、生年月日、性別、申請年月日、公開鍵 受信する項目：電子証明書情報(シリアル番号、発行年月日、有効期間の満了日、公開鍵、氏名、通称、生年月日、性別、住所、発行者、用途)</p> <p>※結合される情報項目に変更なし。</p>
結合の相手方	<b>地方公共団体情報システム機構</b>
結合する理由	<p>社会保障・税番号制度の開始に伴い、マイナンバーカード(個人番号カード)に電子証明書を記録できるようにするため、「電子署名等に係る<b>地方公共団体</b>の認証業務に関する法律」が「電子署名等に係る<b>地方公共団体情報システム機構</b>の認証業務に関する法律」に改正され、認証業務を行う者が「東京都知事」から「機構」に変更されたため、結合の相手方を変更する。</p> <p>また、「認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準」の改正により、マイナンバーカードの交付を同時に行うことができるようにするため、外部結合に使用する通信回線を、行政専用のL GWAN回線から住基ネットの専用回線に変更する。</p> <p>根拠：電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第1条 認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準第10条</p>
結合の形態	<b><u>住基ネットの専用回線を経由して、統合端末により情報項目の送受信を行う。</u></b> 別紙(資料44-2)のとおり
結合の開始時期と期間	<b><u>平成28年1月4日から(以降、同様の外部結合を行う。)</u></b>
情報保護対策	<p>本件外部結合にあたっては、「新宿区個人情報保護条例」、「新宿区情報セキュリティポリシー」、「新宿区住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程」、「電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成14年総務省告示第334号)」及び「認証業務及びこれらに附帯する業務の実施に関する技術的基準」に基づき、以下の個人情報保護措置を講ずる。</p> <p>1 接続するネットワークは、住基ネットの専用回線を利用し、特定相手以外との通信は不可とする。</p> <p>2 送受信する情報は、暗号化により特定相手以外には解読不能とする。</p> <p>3 ファイアウォール及びウイルス対策ソフトにより、外部からの侵入やウイルス感染を防止する。</p>

- |  |  |
|--|--|
|  | <ol style="list-style-type: none"><li>4 ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。</li><li>5 職員が電子証明書の発行等の業務を行う統合端末を使用する際は、ユーザID及び手の静脈認証により、正当なアクセス権限があることを確認する。</li><li>6 電子証明書の発行等の作業を終えた際は、その都度、必ず統合端末をログオフするよう職員に徹底する。また、ログオフせずに一定時間操作が無い場合は、統合端末を自動的にロックし、不正使用を防止する。</li><li>7 職員が電子証明書の発行等の業務を行う統合端末には、USBメモリ等の外部記録媒体を接続できないように設定し、情報を容易に外部へ持ち出せないようにする。</li><li>8 ログ管理や操作履歴管理ソフトにより、情報へのアクセス状況を記録する。</li><li>9 公的個人認証サービスに係る事務処理手順等が法令や規程等に準拠して適切に実施されているかを確認するため、内部監査人による準拠性監査を定期的実施する。</li><li>10 情報セキュリティ責任者（課長）は、システムを操作する職員に、個人情報保護及び管理、情報セキュリティを十分認識するよう定期的に指導する。</li></ol> |
|--|--|

**件名 公的個人認証サービスにおける電算処理の変更について**

※太ゴシック(下線)は、平成15年度第5回本審議会承認事項からの変更内容

保有課(担当課)	戸籍住民課
登録業務の名称	公的個人認証サービス
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<p>1 個人の範囲 新宿区長に対し電子証明書の発行等の申請手続きを行った者</p> <p>2 記録項目 送信する項目: 氏名、通称、住所、生年月日、性別、申請年月日、公開鍵 受信する項目: 電子証明書情報(シリアル番号、発行年月日、有効期間の満了日、公開鍵、氏名、通称、生年月日、性別、住所、発行者、用途) ※記録される情報項目に変更なし。</p> <p>3 記録するコンピュータ <b>統合端末</b> ※前項の記録項目は、電子証明書の発行等の処理時に一時的に統合端末に記録され、処理を終了する都度、自動消去される。</p> <p>別紙(資料44-2)のとおり</p>
新規開発・追加・変更の理由	<p>「認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準」の改正により、電子証明書の発行等の業務に使用する電子計算機が、住基ネットの専用回線を経由してマイナンバーカードの交付を同時に行うことができる「統合端末」に変更されたため。</p> <p>根拠: 認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準第1条第1号、第3号</p>
新規開発・追加・変更の内容	電子証明書の発行等の業務に使用する電子計算機を、行政専用のLGWAN回線を経由して送受信する「受付窓口端末」から、住基ネットの専用回線を経由してマイナンバーカードの交付を同時に行うことができる「統合端末」に変更する。
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	*****
新規開発・追加・変更の時期	<b>平成28年1月4日から</b>